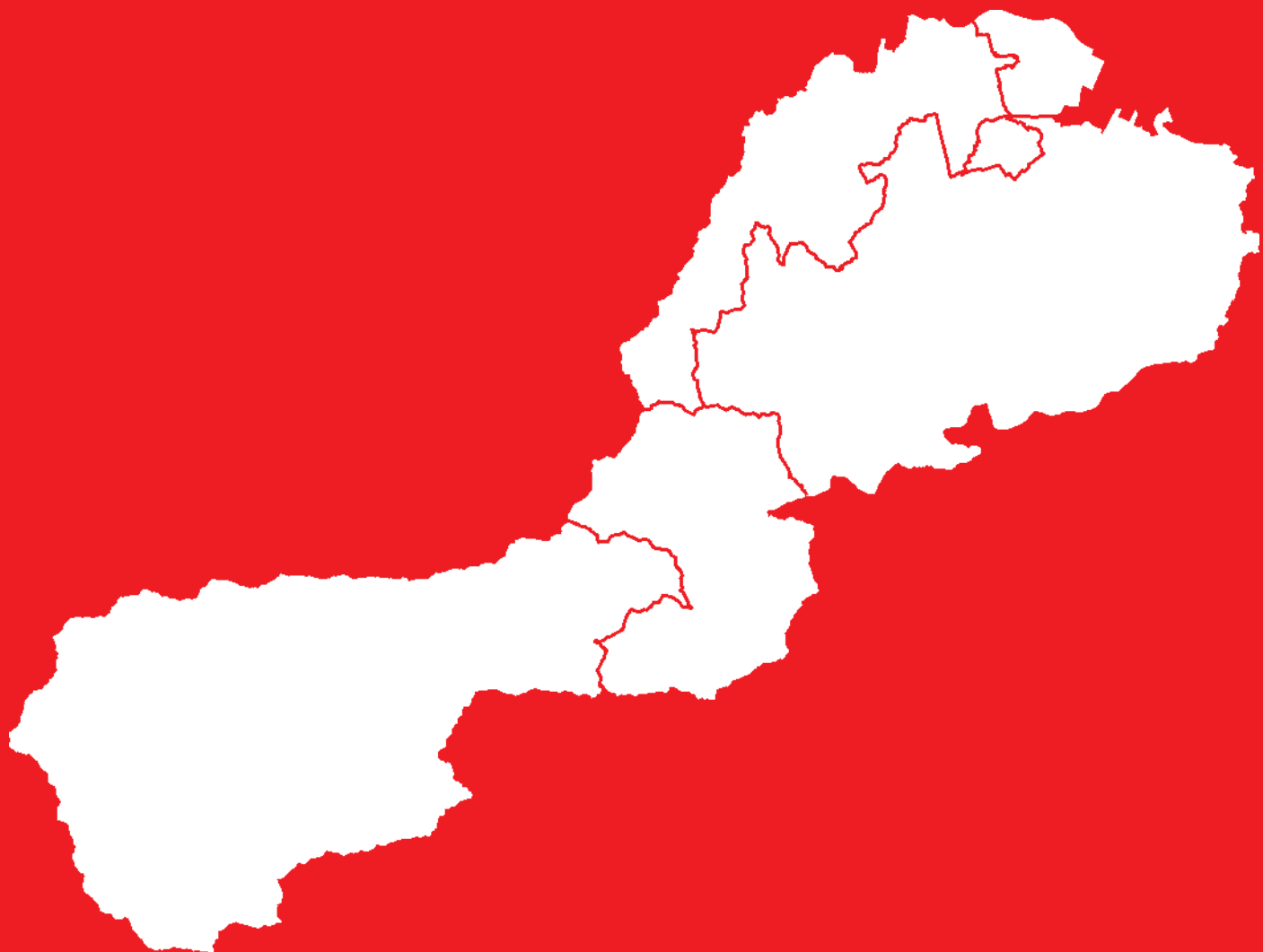


# 松阪市地域防災計画

(令和 5 年度修正)



令和 6 年 3 月



松阪市防災会議  
松 阪 市

## (目 次)

### 《ビジョン編》

|       |                             |    |
|-------|-----------------------------|----|
| 第 1 章 | 松阪市の現況                      | 1  |
| 第 2 章 | 松阪市の過去の災害と被害想定              | 5  |
| 第 3 章 | 松阪市の防災ビジョン                  | 21 |
| 第 4 章 | 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助） | 24 |
| 第 5 章 | 各主体の責務と役割                   | 34 |

### 《行動計画編》

## 第 1 章 自助・共助

### 1 日頃から市民がしておくべきこと

|       |                   |    |
|-------|-------------------|----|
| 1-1-1 | 自助・共助による防災・減災の重要性 | 48 |
| 1-1-2 | 防災知識の習熟と訓練        | 49 |
| 1-1-3 | 家庭での備え            | 52 |
| 1-1-4 | 情報を入手する方法を知る      | 55 |
| 1-1-5 | 安全な避難行動を確認する      | 57 |
| 1-1-6 | 地域における防災活動        | 59 |
| 1-1-7 | 協働による防災まちづくり      | 63 |

### 2 発災後に市民がすべきこと

|       |             |    |
|-------|-------------|----|
| 1-2-1 | 命を守る避難行動    | 65 |
| 1-2-2 | みんなで力を合わせる  | 68 |
| 1-2-3 | 地域で避難所を運営する | 70 |
| 1-2-4 | 生活を再建する     | 74 |

## 第 2 章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

### ■テーマ1：災害に強い松阪市をつくる〔発災前にすべきこと〕

|       |    |
|-------|----|
| 担当分担表 | 77 |
|-------|----|

#### ◎施策－1：実効性のある防災体制の確立

|        |                      |     |
|--------|----------------------|-----|
| 1-1-1  | 防災体制の整備と強化           | 82  |
| 1-1-2  | 災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備  | 85  |
| 1-1-3  | 広報体制の整備              | 87  |
| 1-1-4  | 避難先の指定               | 88  |
| 1-1-5  | 警戒避難体制の整備            | 93  |
| 1-1-6  | 津波避難体制の整備            | 96  |
| 1-1-7  | 避難所の開設・運営体制の整備       | 100 |
| 1-1-8  | 災害時要配慮者支援体制の整備       | 102 |
| 1-1-9  | 帰宅困難者対策の整備           | 108 |
| 1-1-10 | 緊急輸送体制の整備            | 110 |
| 1-1-11 | 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備    | 116 |
| 1-1-12 | 消防救急体制の整備            | 119 |
| 1-1-13 | 災害医療体制の整備            | 121 |
| 1-1-14 | 関係機関との連携及び応援・受援体制の整備 | 124 |
| 1-1-15 | ボランティアの受入体制等の整備      | 126 |
| 1-1-16 | し尿・廃棄物処理体制の整備        | 128 |
| 1-1-17 | ペット救護体制の整備           | 130 |
| 1-1-18 | 災害時の空地の利用管理計画の策定     | 131 |
| 1-1-19 | 被災者支援体制の整備           | 132 |

#### ◎施策－2：災害に強い都市構造の形成

|       |                   |     |
|-------|-------------------|-----|
| 1-2-1 | 防災まちづくりの推進        | 135 |
| 1-2-2 | 都市基盤整備の推進         | 139 |
| 1-2-3 | 総合的な水害対策の推進       | 142 |
| 1-2-4 | 総合的な土砂災害対策の推進     | 145 |
| 1-2-5 | 農業施設等の防災対策の推進     | 147 |
| 1-2-6 | ライフライン施設等の防災対策の推進 | 149 |
| 1-2-7 | 学校等の防災対策の推進       | 152 |
| 1-2-8 | 文化財の防災対策の推進       | 155 |
| 1-2-9 | 地震防災緊急五箇年計画の策定    | 156 |

## ■テーマ2：実践的な防災行動力を向上する〔発災前にすべきこと〕

|       |     |
|-------|-----|
| 担当分担表 | 157 |
|-------|-----|

### ◎施策－1：防災意識の高揚

|       |                    |     |
|-------|--------------------|-----|
| 2-1-1 | 市民等への防災知識の普及と啓発    | 159 |
| 2-1-2 | 安全な避難行動に対する啓発の取り組み | 161 |

### ◎施策－2：地域防災力の向上

|       |                       |     |
|-------|-----------------------|-----|
| 2-2-1 | 自主防災組織の育成支援           | 163 |
| 2-2-2 | 住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援 | 165 |
| 2-2-3 | 消防団活動の強化及び支援          | 167 |
| 2-2-4 | 地区防災計画の策定支援           | 170 |
| 2-2-5 | 企業の防災体制の強化及び支援        | 171 |
| 2-2-6 | 災害時協力井戸の取り組み          | 172 |

## ■テーマ3：いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔発災後にすべきこと〕

|       |     |
|-------|-----|
| 担当分担表 | 173 |
|-------|-----|

### ◎施策－1：いのちを守る

|        |                  |     |
|--------|------------------|-----|
| 3-1-1  | 災害対策本部の立ち上げ      | 179 |
| 3-1-2  | 避難対策             | 190 |
| 3-1-3  | 情報収集対策           | 198 |
| 3-1-4  | 災害広報対策           | 204 |
| 3-1-5  | 救助・救急対策          | 208 |
| 3-1-6  | 行政機関に対する応援要請     | 211 |
| 3-1-7  | 自衛隊の派遣要請         | 214 |
| 3-1-8  | 三重県防災ヘリコプターの派遣要請 | 217 |
| 3-1-9  | 受援体制の確保          | 219 |
| 3-1-10 | 帰宅困難者対策          | 221 |
| 3-1-11 | 孤立地区対策           | 223 |
| 3-1-12 | 水防活動             | 225 |
| 3-1-13 | 二次災害の防止          | 227 |
| 3-1-14 | 特定災害対策           | 229 |

### ◎施策－2：いのちをつなぐ

|       |              |     |
|-------|--------------|-----|
| 3-2-1 | 安否情報の提供      | 232 |
| 3-2-2 | 災害救助法の適用要請   | 235 |
| 3-2-3 | 避難所の開設及び運営対策 | 238 |
| 3-2-4 | 災害時要配慮者への支援  | 242 |
| 3-2-5 | 交通の確保対策      | 245 |
| 3-2-6 | 輸送対策         | 250 |
| 3-2-7 | 障害物の除去       | 252 |
| 3-2-8 | 給水対策         | 254 |

|        |                       |     |
|--------|-----------------------|-----|
| 3-2-9  | 食糧の調達・供給対策            | 260 |
| 3-2-10 | 生活必需品の調達・供給対策         | 265 |
| 3-2-11 | 医療・救護対策               | 268 |
| 3-2-12 | 防疫・保健衛生対策             | 272 |
| 3-2-13 | し尿・廃棄物処理対策            | 275 |
| 3-2-14 | 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬対策 | 278 |
| 3-2-15 | 特定動物の逸走及びペット対策        | 282 |
| 3-2-16 | 災害警備活動                | 284 |

#### ■テーマ4：暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む〔復興のためにすべきこと〕

|       |     |
|-------|-----|
| 担当分担表 | 285 |
|-------|-----|

##### ◎施策－1：被災者支援と暮らしの再建

|        |                 |     |
|--------|-----------------|-----|
| 4-1-1  | 罹災証明書の交付        | 288 |
| 4-1-2  | 被災者台帳の作成        | 294 |
| 4-1-3  | ボランティア活動対策      | 297 |
| 4-1-4  | 学校・幼稚園の再開       | 302 |
| 4-1-5  | 保育の再開           | 307 |
| 4-1-6  | 住宅の再建           | 310 |
| 4-1-7  | 義援金の受入・配分       | 314 |
| 4-1-8  | 被災者生活再建支援制度の適用  | 315 |
| 4-1-9  | 生活資金等の支給・融資     | 318 |
| 4-1-10 | 早期再建のための相談窓口の設置 | 322 |
| 4-1-11 | 中小企業等の再建支援      | 323 |

##### ◎施策－2：復興方針の策定

|       |                 |     |
|-------|-----------------|-----|
| 4-2-1 | 激甚災害の指定         | 325 |
| 4-2-2 | 復興体制の構築と復興計画の策定 | 327 |
| 4-2-3 | 復興事業の実施         | 329 |

### 第3章 業務継続計画〔市役所機能を維持・早期再開するために必要なこと〕

|   |                         |     |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 業務継続計画の目的と効果            | 330 |
| 2 | 業務継続計画の位置づけ             | 331 |
| 3 | 業務継続計画の基本的な考え方          | 331 |
| 4 | 前提とする被害想定               | 332 |
| 5 | 非常時優先業務の選定基準            | 333 |
| 6 | 必要資源の分析と対策              | 337 |
| 7 | 職員参集シミュレーションと必要人員の分析と確保 | 343 |
| 8 | 受援対象業務の抽出               | 346 |
| 9 | 業務継続マネジメント（BCM）の取り組み    | 347 |

### 第4章 防災関係機関の災害対策

|   |                          |     |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | 消防組織の災害対策                | 348 |
| 2 | 松阪地区三師会の災害対策             | 359 |
| 3 | 松阪警察署の災害対策               | 363 |
| 4 | 自衛隊の災害対策                 | 366 |
| 5 | N T Tの災害対策               | 367 |
| 6 | 中部電力の災害対策                | 371 |
| 7 | 東邦ガス（東邦ガスネットワークを含む）の災害対策 | 373 |
| 8 | 国土交通省（中部地方整備局）の災害対策      | 377 |
| 9 | 国土交通省（蓮ダム管理所）の災害対策       | 379 |

## 第 5 章 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応

|   |            |       |
|---|------------|-------|
| 1 | はじめに       | 3 8 1 |
| 2 | 配備体制       | 3 8 2 |
| 3 | 対応の方針      | 3 8 3 |
| 4 | 市民への広報     | 3 8 4 |
| 5 | 公共施設等の緊急点検 | 3 8 5 |
| 6 | 市民のとりべき措置  | 3 8 6 |

## 資料編・様式集・用語集

|       |                               |       |
|-------|-------------------------------|-------|
| 資料 1  | 松阪市災害対策本部の組織図                 | 3 8 7 |
| 資料 2  | 災害救助基準                        | 3 9 8 |
| 資料 3  | 避難情報等発令基準                     | 4 0 3 |
| 資料 4  | 注意報・警報基準                      | 4 0 5 |
| 資料 5  | 特別警報の種類と発表基準                  | 4 0 6 |
| 資料 6  | 土砂災害警戒情報                      | 4 0 7 |
| 資料 7  | 大雨警報（土砂災害）危険度分布ごとの避難情報等発令区域   | 4 0 8 |
| 資料 8  | 河川における避難準備、指示の基準              | 4 1 0 |
| 資料 9  | 道路冠水が想定される箇所                  | 4 1 1 |
| 資料 10 | 退避先・指定避難所一覧                   | 4 1 2 |
| 資料 11 | 地区避難所一覧                       | 4 1 8 |
| 資料 12 | 指定福祉避難所一覧                     | 4 2 3 |
| 資料 13 | 土砂災害防止法・水防法に基づく防災上配慮を要する施設の一覧 | 4 2 5 |
| 資料 14 | 松阪市災害用備蓄品一覧                   | 4 3 1 |
| 資料 15 | 指定避難所別備蓄一覧                    | 4 3 2 |
| 資料 16 | 災害時協力井戸一覧                     | 4 4 3 |
| 資料 17 | マンホールトイレ一覧                    | 4 4 7 |
| 資料 18 | 災害時支援協定一覧                     | 4 4 8 |
| 資料 19 | 同報系防災行政無線一覧                   | 4 5 6 |
| 資料 20 | 都市公園等一覧                       | 4 6 5 |
| 資料 21 | 防災重点農業用ため池                    | 4 7 4 |
| 資料 22 | 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧             | 4 7 6 |
| 様式(1) | 県への応援要請書等様式                   | 5 1 3 |
| 様式(2) | 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式               | 5 2 3 |
| 様式(3) | 海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式         | 5 2 5 |
| 様式(4) | 災害救助法関係様式                     | 5 2 7 |
| 用語集   |                               | 5 5 2 |

## 災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき定める地区防災計画

|               |       |
|---------------|-------|
| 地区防災計画（大河内地区） | 5 6 2 |
| 地区防災計画（西黒部地区） | 5 7 8 |
| 地区防災計画（鵜地区）   | 5 8 8 |
| 地区防災計画（大石地区）  | 5 9 6 |
| 地区防災計画（港地区）   | 6 0 3 |
| 地区防災計画（茅広江地区） | 6 1 1 |
| 地区防災計画（宮前地区）  | 6 2 0 |

## ～はじめに～

松阪市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の地域の防災に関する事項について、本市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、市民、事業所が果たすべき責務についても明確にし、総合的かつ計画的な防災・減災活動の実施及び推進を図ることを目的としています。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、甚大な被害が発生し、多くの方が被災されました。本市では、翌日 1 月 2 日には DMA T 調整員を三重県に派遣し、医師・看護師等の医療チーム（DMA T）をはじめ、救助活動などを行う緊急消防隊、給水車で給水活動、被災建物や下水道の調査、避難所の運営を支援すべく、職員を現地に派遣してきました。支援活動において、被災地での様々な課題に直面する中で、松阪市地域防災計画をより現実に即した具体的かつ実践的な計画とする重要性を改めて感じています。

近年その発生が懸念されている南海トラフ地震において、中央防災会議では最大 3 2 万 3 千人の死者が発生することが想定されており、東日本大震災を超える“国難”とも言われる大規模災害になることが危惧されています。大規模災害の発生直後には、行政の支援が行き届かないため、自助・共助の役割が非常に重要となります。自助・共助・公助のそれぞれが主体的に行動しなければ、今後起こりうる国難級の南海トラフ地震を乗り切ることができないと考えています。

本市では、10 月第 4 日曜日を「松阪防災の日」と定め、この日を含む 10 月第 4 週を「松阪防災週間」としております。ご家庭や地域で防災について話し合うなど、防災対策を特別なものではなく日々の生活と一体的なものとする考え方の定着を図り、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を達成するため、市民総ぐるみで市と一体となって災害に打ち勝つ力を育み、松阪市地域防災計画を実行していきます。

令和 6 年 3 月修正

松阪市防災会議

竹上真人

## 令和 5 年度の主な修正概要

---

### 1. 本市の防災行政を取り巻く背景・課題

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震で最大震度 7 を観測した石川県は、国の地震調査委員会の「全国地震動予測地図」では、2020 年から 30 年間に震度 6 弱以上の揺れが起きる確率は県の大部分で「0.1%～3%未満」とされていた。この地震において、木造住宅を中心とした建築物の倒壊があり、たくさんの死傷者が出ている。

三重県においては、上記の予測地図において「26%以上」とされており、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後 30 年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70～80% とされている。

本市においては、家屋の倒壊等による死傷者を一人でも減らすため、倒壊の危険性の高い木造住宅の所有者に対して啓発、無料耐震診断による情報提供、耐震補強設計及び工事や除却工事に対し一部補助の実施を進めてきた。また、住宅の安全性の向上を図り、家具等の転倒による被害を軽減するため、要配慮者等の住宅の家具を無料で固定する事業を進めてきた。また、防災対策として住民の災害に対する意識や地域防災力の向上が重要となり、市では地域の特性に応じた地区防災計画の策定支援としてセミナーを開催し、計画策定を希望する地域へ支援を行っているところである。

引き続き、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震に備え、防災基本計画（中央防災会議）や三重県地域防災計画といった上位計画との整合性を図りつつ、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、必要な検討及び修正を行い、自助・共助・公助が連携して防災施策に取り組んでいくことが求められている。

### 2. 修正の主な項目・内容

#### ■ビジョン編：第 1 章 松阪市の現況

---

#### 4 市民の防災への意識【修正】

- ◆ 総合計画策定にかかる「松阪市市民意識調査」（令和 5 年度、対象 3,000 人）の防災対策に関する調査において「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対して、令和 3 年度調査では 40.6%が「している」または「どちらかというとしている」と回答していたが、令和 4 年度では 1 ポイント減の 39.6%、令和 5 年度は 2.9 ポイント減の 37.7%となっている。これは過去に災害が発生してから時間が経過し、その記憶が薄れたことにより災害への備えに対する意識が低下しているものと思われる。

また、防災対策に対する意識の満足度について、「やや不満」または「不満」

の回答は前回より 0.6 ポイント減少した。近年各地で多発する局地的な大雨や線状降水帯による風水害、地震頻発等の自然災害により、防災対策への期待が高まっており、さらなる充実を求められていると考えられる。

## ■第1章：1 日頃から市民がしておくべきこと（1-1-3：家庭での備え）

---

### （1）災害に強い住まいにする【修正】

- ◆ 地震発生時における住宅の安全性の向上を図り、家具等の転倒による被害を軽減するため、災害時要配慮者等の住宅の家具を無料で固定する制度「高齢者世帯等家具転倒防止支援事業」を実施している。令和5年度より「20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の世帯」を対象者として追加した。

## ■第2章：テーマ1（発災前にするべきこと）

---

### （1）ヘリポートの確保【追加】

- ◆ 大規模災害時には道路・鉄道交通の被害により陸上交通が遮断されることがあり、また同時多発的な火災の発生による被害状況の情報収集等の面においてもヘリコプターは有効であることから、平常時からヘリポートの適地を選定している。
- ◆ 適地は、現在原則として県・市の公共施設の中から小中学校の校庭等広場を選定している。嬉野中学校グラウンドをヘリコプター離着陸指定地に追加する。

### （2）被災宅地危険度判定体制の整備【追加】

- ◆ 被災宅地危険度判定の実施をする際には、災害対策本部と被災宅地危険度判定士との連絡調整を行う判定調整員の確保が必要であるため追加する。

### （3）林道施設の整備【追加】

- ◆ 林道施設は市管理の公道であり、特に集落間を繋ぐ連絡線形については、他公道等の被災時に迂回路としての機能を有する場合があります、開設や改良事業で強靱化を進めているため追加する。

## ■第2章：テーマ3（災害の発生後にするべきこと）

---

### （1）災害時における安否不明者・行方不明者、死者の公表について【修正、追加】

- ◆ 三重県が、災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについて、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観

点から、公表方針を策定し、運用を令和 5 年 8 月 23 日に開始したことに伴い修正、追加する。

## ■第 4 章：防災関係機関の災害対策

---

### （１）松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】

- ◆ 風水害、地震災害、津波災害対応体制における招集の基準、配備内容が一部変更
- ◆ 出動種別の出動内容が変更
- ◆ 災害対策消防実施本部が設置された時の体制が変更